

平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組について（国資料）

多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃について(案)

<現行>

カウントの対象は、

・「同一世帯」の

「保護者に係る(＝監護する)子ども」

※支給認定保護者との監護関係のみで判断しており、子ども同士が兄妹である必要はない。

年齢の上限は、

・幼稚園の場合は、3歳から小学校3学年まで、

・保育所の場合は、0歳から小学校入学前までに限定

例1（幼稚園）

例2（保育所）

対象外 小学校
6年生小3
小1対象外 小学校
3年生

(5歳)

第1子の扱い

保育料
満額

(4歳)

(3歳)

第2子の扱い

保育料
半額

(2歳)

(1歳)

(0歳)

第1子の扱い

保育料
満額

第2子の扱い

保育料
半額年齢制限の
撤廃
※同居も不要

支援法上の「子ども」

<28年4月～(年収約360万円未満相当に限る。)>

(18歳の年度)

両親を亡くし、
祖父母に育て
られている
大学4年生同居する
浪人生保護者と生計が同一の子や孫等^注であれば、年齢に関わらず対象

注：保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。(下の「両親を亡くした姪」など)

(18歳の年度)

寮で暮らす
高校
2年生両親を亡く
した姪
小学校
6年生小学校
3年生

保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、年齢に関わらず対象

(5歳)

第2子の扱い

保育料
半額

(4歳)

(3歳)

(2歳)

(1歳)

(0歳)

第3子の扱い

保育料
無償

(1) 二人親世帯の所得割課税額

「約360万円未満相当」の所得割課税額について(案)

「約360万円未満相当」の範囲	1号	2号(満3歳以上)	3号(満3歳未満)
	第1階層:生活保護世帯	第1階層:生活保護世帯	
	第2階層:市町村民税非課税世帯	第2階層:市町村民税非課税世帯	
	第3階層:77,101円未満 (第3階層以下全て) 77,101円未満	第3階層:所得割課税額48,600円未満 第4階層:48,600～97,000円未満 (第4階層の中で分離) 57,700円未満	
	第4階層:211,200円以下 (適用なし)	<第4階層中の適用なしの範囲> 57,700円～97,000円未満	

(2) ひとり親等世帯の所得割課税額

「約360万円未満相当」の範囲	1号	2号(満3歳以上)	3号(満3歳未満)
	第1階層:生活保護世帯	第1階層:生活保護世帯	
	第2階層:市町村民税非課税世帯	第2階層:市町村民税非課税世帯	
	第3階層:77,101円未満 (第3階層以下全て) 77,101円未満	第3階層:所得割課税額48,600円未満 第4階層:48,600～97,000円未満 (第4階層の中で分離) 77,101円未満	
	第4階層:211,200円以下 (適用なし)	<第4階層中の適用なしの範囲> 77,101円～97,000円未満	